

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第64号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

- 1 既存の建築物の活用及び維持保全を更に図るため、次のとおり、斜面地等における建築物等の制限に関する規定の適用を除外する等の措置を講じました。
 - (1) 建築物の接地位置の高低差の制限、特定部分の高さの制限又は住宅の用途に供する建築物の容積率の算定に係る地盤面の設定に関する規定を適用しない場合として、新たに既存の建築物の用途を変更する場合を加えることとしました。
 - (2) 増築が建築物の内部のみで行われる場合には、周辺地域の市街地の環境との調和等に係る市長の認定を要しないこととしました。
 - (3) 小規模の増築又は改築について市長が建築物等の制限に関する規定の適用除外に係る許可をするときには、京都市建築審査会の同意を要しないこととしました。
 - 2 特定部分の定義を、前面道路の境界線（以下「境界線」といいます。）ごとに、境界線からの水平距離が最も短い建築物の外壁又はこれに代わる柱の部分（玄関ポーチその他これに類するものを除く。）を通過する平行線（境界線と平行する線をいいます。）から当該建築物の内側に向かって3メートル平行に移動した線と境界線との間に存する建築物の部分としました。
 - 3 建築物の接地位置の高低差の制限に関する規定の適用に関し、一の建築物の部分について市長が周辺地域の市街地の環境との調和を損なわず、かつ、当該建築物を建築することにより斜面地等の安全性を損なわないと認めるときは、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなすこととしました。
- この条例は、平成30年3月29日から施行することとしました。

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第64号

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 特定部分 前面道路の境界線（以下この号において「境界線」という。）ごとに、境界線からの水平距離が最も短い建築物の外壁又はこれに代わる柱の部分（玄関ポーチその他これに類するものを除く。）を通過する平行線（境界線と平行する線をいう。）から当該建築物の内側に向かって3メートル平行に移動した線と境界線との間に存する建築物の部分という。

第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 当該建築物を建築することにより斜面地等の安全性を損なわないこと。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 一の建築物の部分について、市長が周辺地域の市街地の環境との調和を損なわず、かつ、当該建築物を建築することにより斜面地等の安全性を損なわないと認めるときは、当該建築物の部分それぞれ別の建築物とみなして、前項の規定を適用する。

第4条第1項中「特定部分の」を「各特定部分の」に改める。

第5条第1項第1号中「場合において、市長が周辺地域の市街地の環境との調和を損なわず、かつ、斜面地等の安全上支障がないと認める」を削り、同項第2号及び第3号並びに同条第2項第2号中「斜面地等の安全上支障がない」を「当該建築物を増築することにより斜面地等の安全性を損なわない」に改め、同条第3項中「又は大規模の模様替え」を「、大規模の模様替え又は用途の変更」に改め、「第4号」の右に「並びに第87条第3項」を加え、同条第4項を削る。

第8条第2項中「又は大規模の模様替え」を「，大規模の模様替え又は用途の変更」に改め，「第3条第3項第3号」の右に「及び第87条第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

3 京都市都市計画関係手数料条例別表第1(8)の項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

(都市計画局建築指導部建築指導課)